

1 計画策定の背景

豊中市子育ち・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を継承しながら、子どもの健やかな育ちに関し、これまでの取組みの成果、課題などを踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応し、子育ち・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2期豊中市子育ち・子育て支援行動計画」を策定します。

我が国の合計特殊出生率*は平成17年(2005年)に過去最低の1.26を記録した後、微増傾向となり、平成27年(2015年)には1.45まで上昇しましたが、翌年から0.01ポイントずつ下回るなど、近年はやや減少傾向となっています。少子高齢化に伴う労働力人口の減少や社会保障費の負担増大に加え、働き方の多様化や地域のつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化し、保護者の子育てへの不安感や負担感、孤立感の高まりにつながっています。また、子どもにおいても、自己肯定感や社会性を身につける機会の減少にもつながるなど、子どもの育ちに大きな影響が懸念されています。

こうしたなか、国においては、就学前の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年(2012年)に子ども・子育て支援法を制定し、これに基づき平成27年(2015年)から「子ども・子育て支援新制度*」が施行されました。

本市では、平成25年(2013年)に、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもに関わるすべての人が、子どもや子育て家庭への支援に関心をもち、それぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めながら協力し、本市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現をめざし、「豊中市子ども健やか育み条例」を制定しました。さらに、平成27年(2015年)には「豊中市子ども健やか育み条例」などに基づき、子どもの健やかな育ちに関し、子育ち・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、豊中市子育ち・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定しました。

このたび、豊中市子育ち・子育て支援行動計画が令和元年度(2019年度)で計画期間を終了することから、これまでの取組みの成果、課題などを踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応しながら、引き続き施策を推進するため「第2期豊中市子育ち・子育て支援行動計画」(以下、「本計画」とします。)を策定します。



2 計画の位置づけ

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間 とし、子育ち・子育てに関わりの深い各計画とも連携を図りながら取り組 みます。

(1)計画の位置づけ

本計画は、「豊中市子ども健やか育み条例」第15条に基づく「子育ち・子育て支援行動計画」、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

豊中市子ども健やか育み条例(第15条)

市長は、子どもの健やかな育ちに関し、子育ち・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第11条から前条までに定める施策を推進するため必要な事項(法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項を含む。)を定める子育ち・子育て支援行動計画を策定しなければならない。

子ども・子育て支援法(第61条)

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

また、併せて、本計画は、「次世代育成支援対策推進法」及び「新・放課後子ども総合プラン*」に基づく「市町村行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの未来応援施策推進計画」の位置づけをもつ計画として策定しています。

次世代育成支援対策推進法(第8条)

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

母子及び父子並びに寡婦福祉法(第12条)

都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

子どもの貧困対策の推進に関する法律(第9条)

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

また、本計画は概ね18歳までの子どもと子育て家庭等に対する様々な分野の取組みを総合的・一体的に進めるものであり、若者の自立支援に関する施策とも連携し取り組むものとします。

■主な関係法令と対象年齢

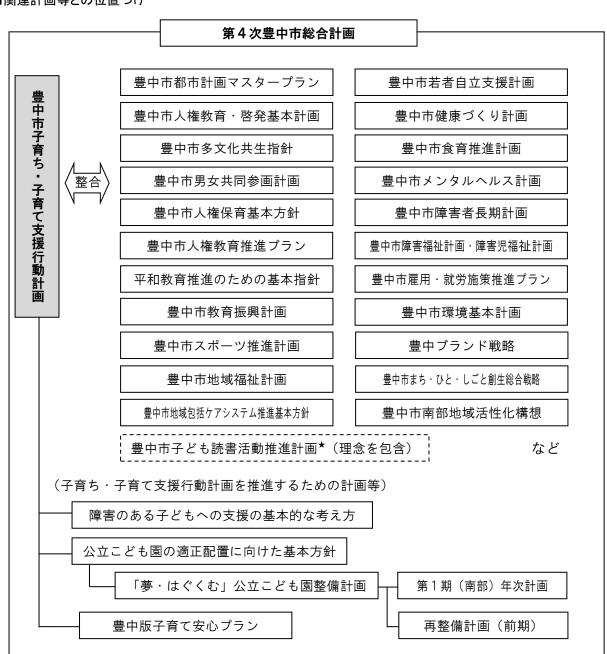


なお、本計画は、「第4次豊中市総合計画」を上位計画としながら、「豊中市子ども読書活動推進計画*」の理念を包含し、「豊中市人権教育・啓発基本計画」、「豊中市多文化共生指針」、「豊中市男女共同参画計画」、「豊中市人権保育基本方針」、「豊中市人権教育推進プラン」、「平和教育推進のための基本指針」、「豊中市教育振興計画」、「豊中市スポーツ推進計画」、「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」、「豊中市地域福祉計画」、「豊中市若者自立支援計画」、「豊中市健康づくり計画」、「豊中市食育推進計画」、「豊中市メンタルへルス計画」、「豊中市障害者長期計画」、「豊中市障害福祉計画」、「豊中市障害児福祉計画」、「豊中市都市計画マスタープラン」、「豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「豊中市雇用・就労施策推進プラン」、「豊中市環境基本計画」、「豊中市南部地域活性化構想」「豊中ブランド戦略」等の分野別の計画等とも整合を図り、分野横断的に子育ち・子育て支援を充実させていくものとします。



また、本計画を推進するための計画として、前計画を受けとりまとめを行った「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」や、保育所等整備に関する国の施策と連動した「豊中版子育て安心プラン」、公立こども園の中長期の適正配置・再整備計画を示した「公立こども園の適正配置にむけた基本方針」に基づく計画があり、施策の具体を定めています。

■関連計画等との位置づけ



また、本市においては、持続可能な開発目標SDGs*(エスディージーズ)に基づいた施策展開を図っており、全17の目標分野のうち、本計画は「目標1 貧困をなくそう」、「目標2 飢餓をゼロに」、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」、「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標10 人や国の不平等をなくそう」、「目標11 住み続けられるまちづくりを」、「目標16 平和と公正をすべての人に」、「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」の10分野に関わる施策内容を含んでいます。





















(2)計画期間

本計画は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とします。

■計画期間

年度		平成 27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30	平成31 令和元 (2019)	令和 2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)
総合計画	基本構想	第3次			第4次										第5次	
	基本計画	後期			前期					後期				前期		期
子育ち・子育て 支援行動計画		第1期					第2期					第3期				
関連計画			豊中版子記				育て安心プラン									
			「夢・はぐく						くむ」公立こども園整備計画*				(計画期間令和14年度まで)			
			第1期(南部)年次計画													
						再	再整備計画(前期)					-				